

## 物品購入業務調達仕様書

1 件 名 4地創物第4号 地域振興交流拠点施設什器等備品購入

2 納入場所 綴喜郡井手町大字井手小字東高月地内  
井手町立山吹ふれあいセンター1階 地域振興交流拠点施設内

3 履行期限 令和5年6月30日(金)

4 規格・形状及び数量等

以下の数量とする。なお、井手町地域振興交流拠点施設に納入する木製家具の詳細な仕様は、別紙レイアウト図及び参考図面(別紙)による。

- 1) 別紙図面 No. 1 陳列台 8台  
別紙図面 No. 1' 陳列台下ストッカー 16台
- 2) 別紙図面 No. 2 陳列台上の台 4台
- 3) 別紙図面 No. 3 陳列棚A 28台
- 4) 別紙図面 No. 4 陳列棚B 8台
- 5) 別紙図面 No. 5 チラシラックテーブル(H700) 3台
- 6) 別紙図面 No. 6 チラシラックテーブル(H1000) 3台
- 7) 別紙図面 No. 7 角テーブル 17台
- 8) 別紙図面 No. 8 大テーブル 12台
- 9) 別紙図面 No. 9 植栽用台座 5台

5 調達物品

- 1) 使用する木材については、京都府産木材とし、京都府産木材認定証制度実施要綱(平成16年12月28日付け6林第597号、農林水産部長通知)に定める京都府産木材認証を受けることができるものを使用すること。
- 2) 上記の木材を使用した木製品等を納入する者は、京都府産木材の指定認証機関である京都府地球温暖化防止活動推進センターに依頼し、京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書の発行を受けること。

6 納入・搬入、設置等

- 1) 納入日時等については移転スケジュールに沿って地域創生推進室担当者と協議の上、調整すること。
- 2) 納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。

- 3) レイアウト図をもとにあらかじめ設置場所を調査・確認を行うこと。その際設置に支障が認められる場合は、担当者との協議のうえ、対応について決定すること。
- 4) 搬入・設置作業の際に建物や設備また納入する物品に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い納入する。費用については受注者が全て負担することとする。
- 5) 搬入の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、受注者の責任において修繕を行うこと。

## 7 検査・代金

- 1) 受注者は納品完了を担当者に報告する。担当者の検査合格を持って完了とする。なお、不備がある場合、受注者は速やかに手直ししなければならない。物品納品の完了後は、納品書及び京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書を提出すること。
- 2) 検査完了後請求書を受理したのち30日以内に支払う。

## 8 その他

- 1) 事前に納入物品について、発注者と仕様打ち合わせを行うこと。
- 2) 納入設置の時期は、井手町が別途発注する他の業者の設置と重複することから、これらの受注業者と調整が必要となることに留意すること。
- 3) 納入に係る作業については、原則平日8時30分から17時とする。
- 4) 契約の履行中に知り得た機密事項及び個人情報については、持ち出したり、他の目的に利用しないこと。機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、直ちに担当者への連絡、受注者の責任において対応すること。
- 5) この仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。